**学校教育法に定める欠格事由に関する誓約書**

　当法人は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第１７条第１項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可の申請にあたり、下記の事項を誓約します。

記

　　園長又は教員が認定こども園法第２６条において準用する学校教育法第９条各号のいずれにも該当しないこと。

|  |
| --- |
| 学校教育法第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、園長（※）又は教員となることができない。　一　禁錮以上の刑に処せられた者　二　教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者　三　教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者　四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（※）認定こども園法施行令第四条による読替後（読替前：校長） |

　　　　　年　　月　　日

越谷市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印